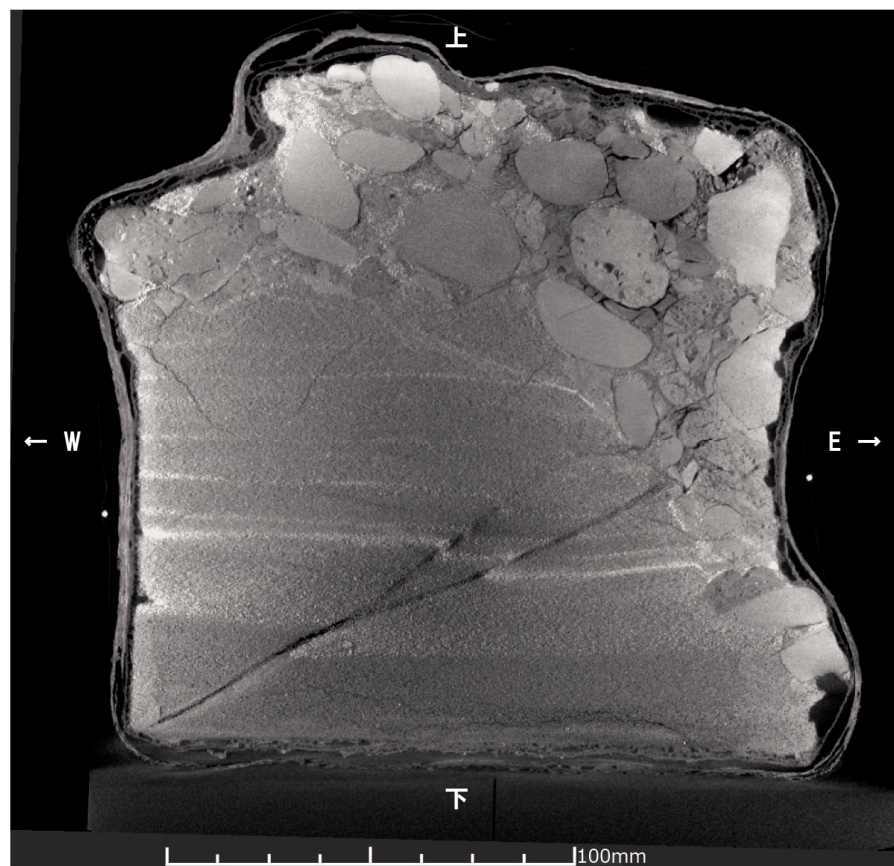
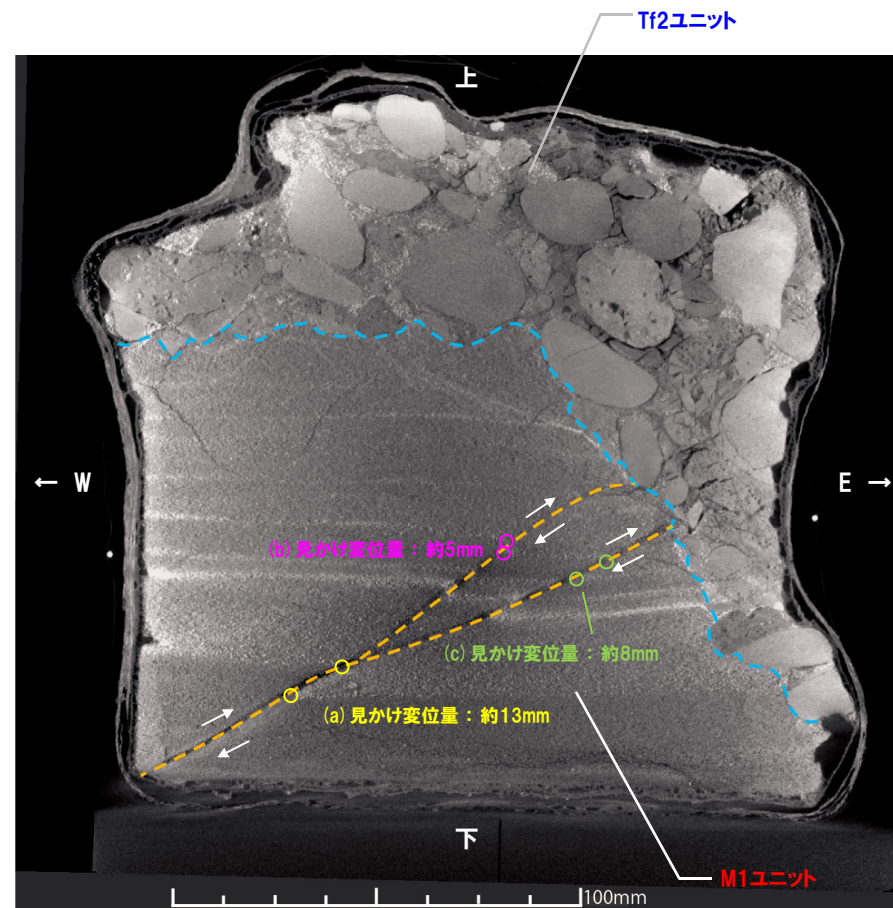


(参考) 既往評価-ブロック試料 (2/2) -

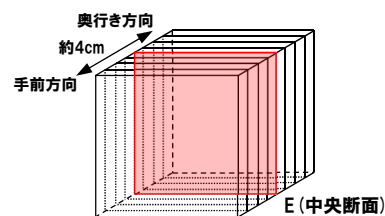
一部修正 (R1/11/7審査会合)



マイクロフォーカスX線CT画像 (解釈線なし)
(断面 (E) : ブロック試料中央断面)



マイクロフォーカスX線CT画像 (解釈線あり)
(断面 (E) : ブロック試料中央断面)



【マイクロフォーカスX線CT 撮影条件】
○画素サイズ : 106 μ m/pixel

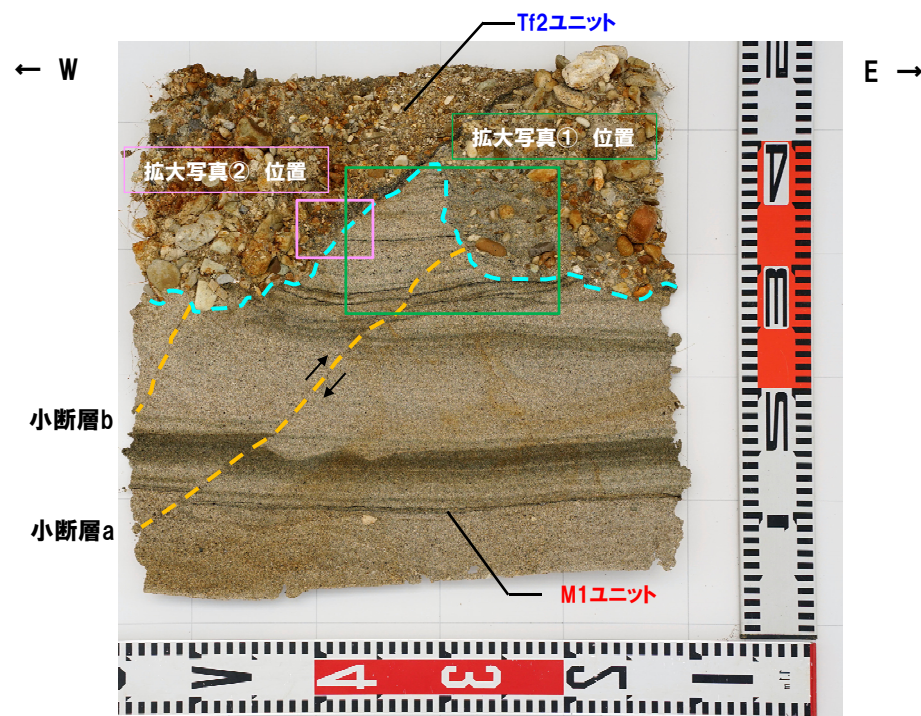
--- : Tf2ユニットの基底面
--- : 小断層

○ : 見かけ変位量の計測箇所 (砂層中の葉理のスレ)

②M1ユニットとTf2ユニットの層相境界 (Tf2ユニットの基底面) 設定の着目点 (1/4)

【M1ユニットとTf2ユニットの層相境界 (Tf2ユニットの基底面) 設定の着目点】

- Tf2ユニットの基底面は、下位のM1ユニットを侵食する侵食面である。
- M1ユニットは淘汰の良い砂層であること及びTf2ユニットがシルトを含む砂礫層であることを踏まえ、以下の状況に着目し、M1ユニットとTf2ユニットの層相境界 (Tf2ユニットの基底面) を設定した。
 - ・Tf2ユニットがM1ユニットの葉理を切断している場合 (例: 拡大写真①並びにP256～P257の拡大写真③及び④参照)。
 - ・Tf2ユニットの基底面付近において、M1ユニットの葉理が不明瞭になる場合 (例: 拡大写真②及びP256～P257の拡大写真③参照)。
 - ・Tf2ユニットに認められるシルト質な基質の分布により、M1ユニットとTf2ユニットの層相に差異が認められる場合 (例: 拡大写真①参照)。



北側壁面追加はぎとり転写試料※ 写真(左右反転)(解釈線あり)

Tf2ユニットに認められるシルト質な基質の分布により、M1ユニットとの層相に差異が認められる箇所

Tf2ユニットがM1ユニットの葉理を切断している箇所



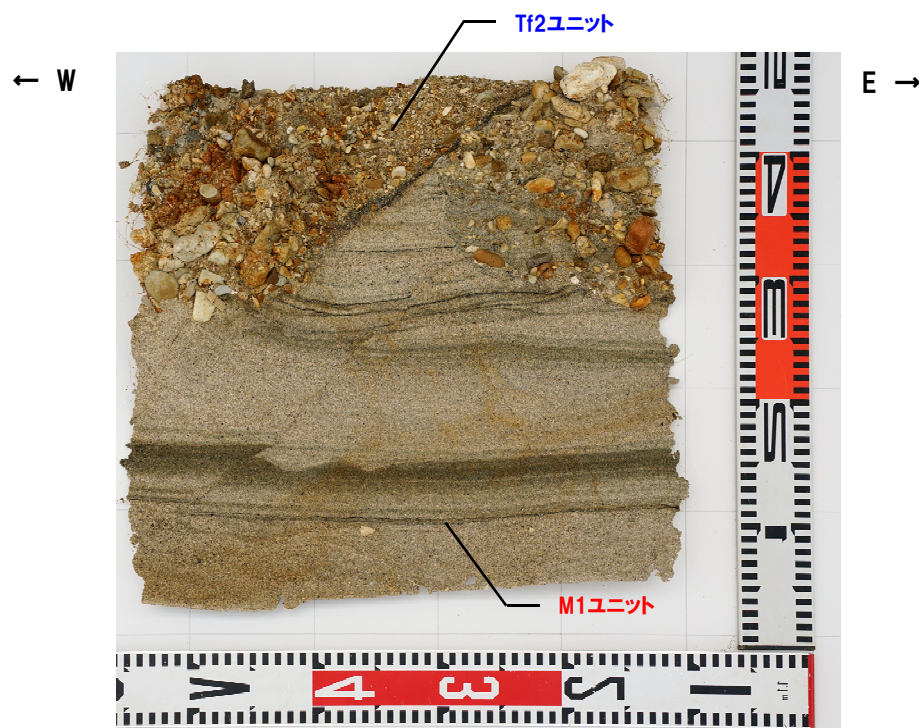
小断層上端付近 拡大写真①(左右反転)(解釈線あり)



Tf2ユニット基底面付近 拡大写真②(左右反転)(解釈線あり)

※本はぎとり転写試料の作成位置及び詳細観察結果は、P258～P262参照。

②M1ユニットとTf2ユニットの層相境界(Tf2ユニットの基底面)設定の着目点(2/4)



北側壁面追加はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線なし)

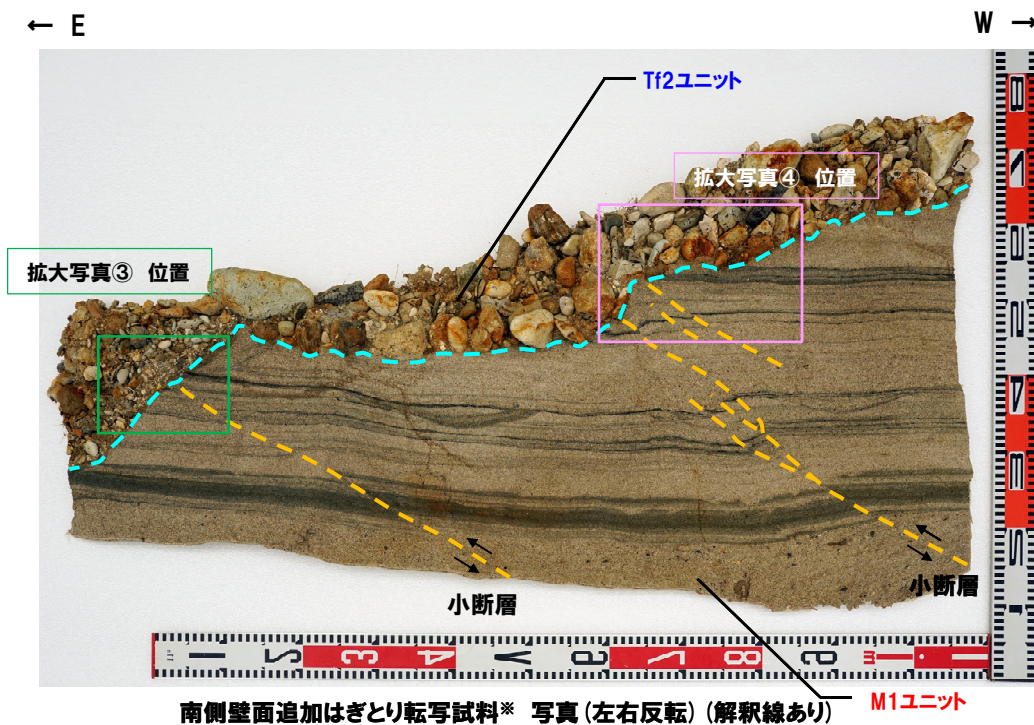


小断層上端付近 拡大写真①(左右反転)(解釈線なし)

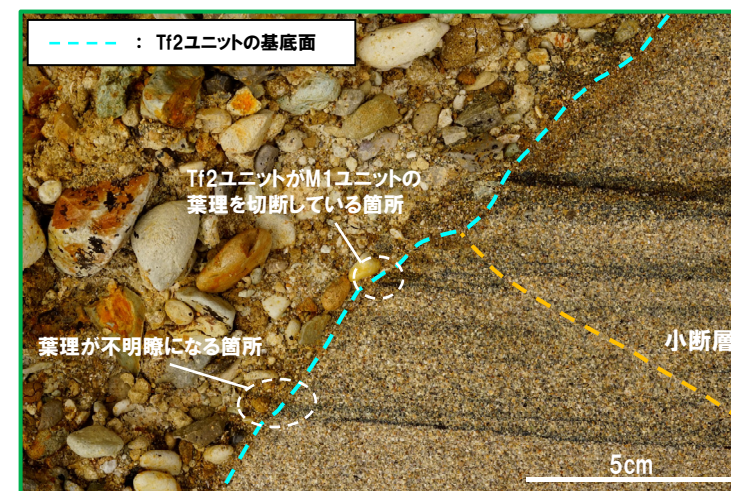


Tf2ユニット基底面付近 拡大写真②(左右反転)(解釈線なし)

②M1ユニットとTf2ユニットの層相境界(Tf2ユニットの基底面)設定の着目点(3/4)



※本はぎとり転写試料の作成位置及び詳細観察結果は、P270～P273参照。



小断層上端付近 拡大写真③(左右反転)(解釈線あり)



Tf2ユニット基底面付近 拡大写真④(左右反転)(解釈線あり)

②M1ユニットとTf2ユニットの層相境界(Tf2ユニットの基底面)設定の着目点(4/4)



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線なし)

M1ユニット



小断層上端付近 拡大写真③(左右反転)(解釈線なし)

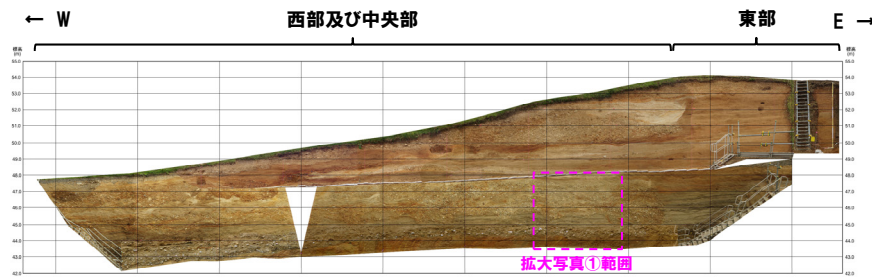


Tf2ユニット基底面付近 拡大写真④(左右反転)(解釈線なし)

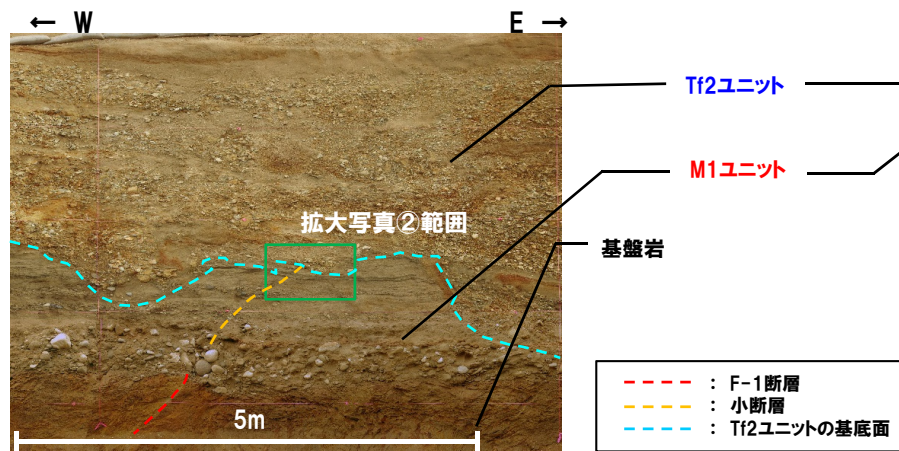
③-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(1/5)-

(北側壁面追加はぎとり転写試料)

- F-1断層に関連する小断層上端部とTf2ユニットとの関係を明確にするためのデータ拡充を目的として、R1.11.15現地調査時の壁面から奥行き方向に掘削を行い、M1ユニット及びTf2ユニットの層相境界付近において、露頭観察及びはぎとり転写試料を作成し、地質構造の観察を実施した。
- 北側壁面追加はぎとり転写試料は、R1.11.15現地調査時の壁面から約100cm奥行き方向で作成したものである。
- 本はぎとり転写試料は、データ拡充に当たっての条件((1)M1ユニットにおいて、小断層による葉理のズレがTf2ユニットの基底面直下で認められること及び(2)Tf2ユニットは砂礫層であるため、Tf2ユニットの基底面直下の変位量が小さい場合においても、小断層による変位・変形の有無が確認できる比較的細粒な層相を呈すること)を満たすF-1断層に関連する小断層上端部とTf2ユニットとの関係がより明確に確認できる断面である。

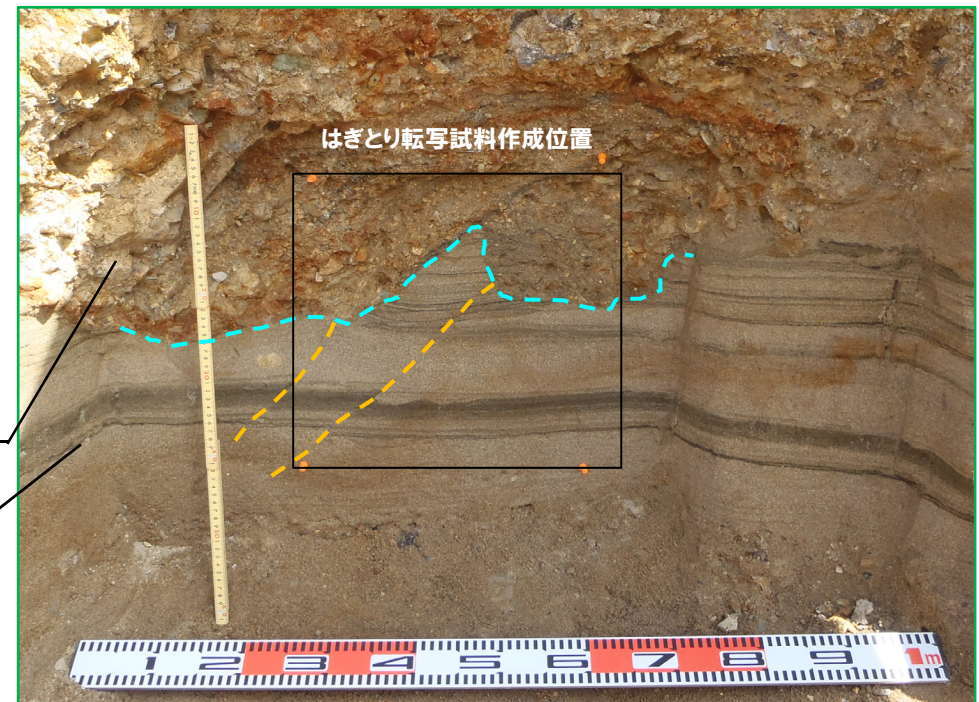


開削調査箇所(北側)北側壁面写真



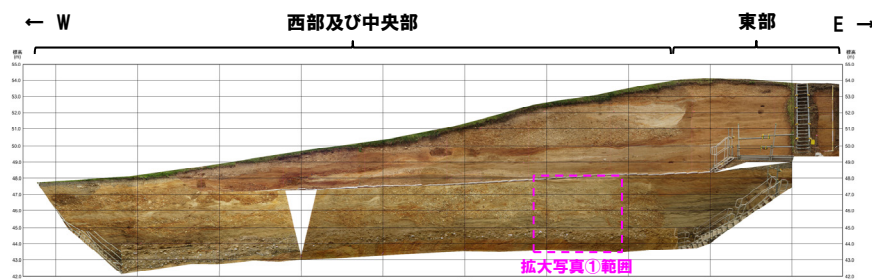
拡大写真①(解釈線あり)

拡大写真①は、R1.11.7審査会合において提示したはぎとり転写試料作成前の写真を案内図として用いている。

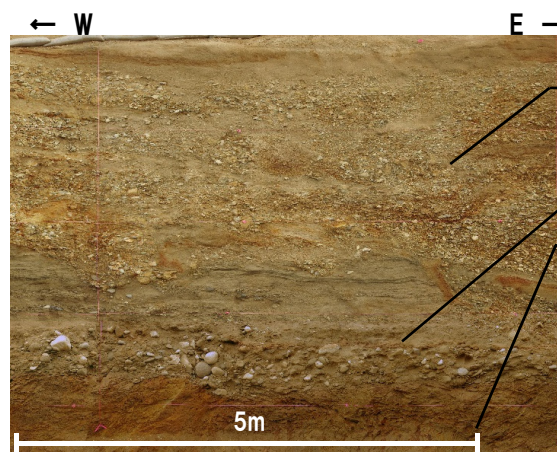


拡大写真②(解釈線あり)

③-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(2/5)-



開削調査箇所(北側)北側壁面写真



拡大写真①(解釈線なし)



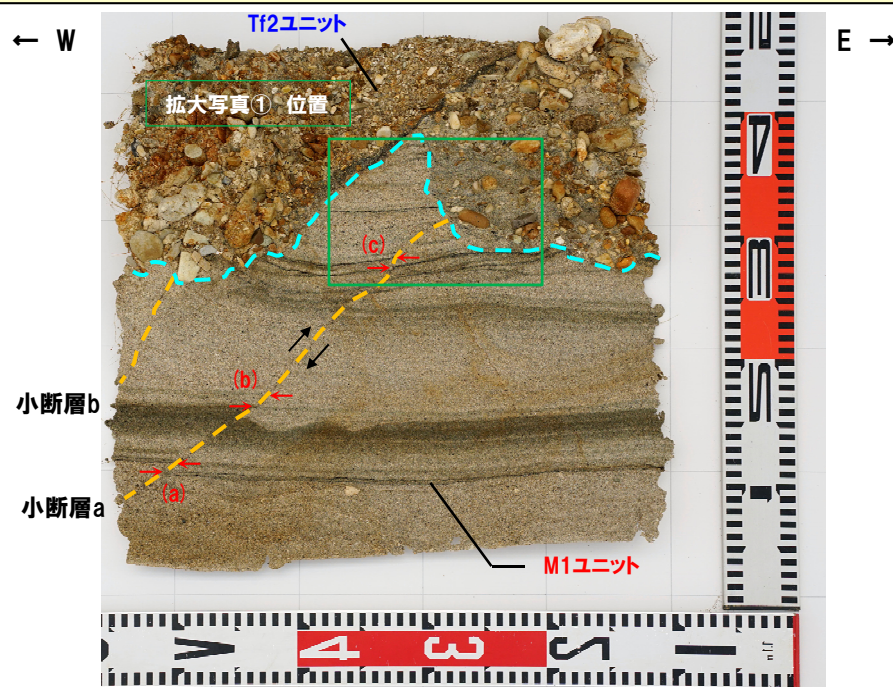
拡大写真②(解釈線なし)

拡大写真①は、R1.11.7審査会合において提示したはぎとり転写試料作成前の写真を案内図として用いている。

③-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(3/5)-

【観察結果】

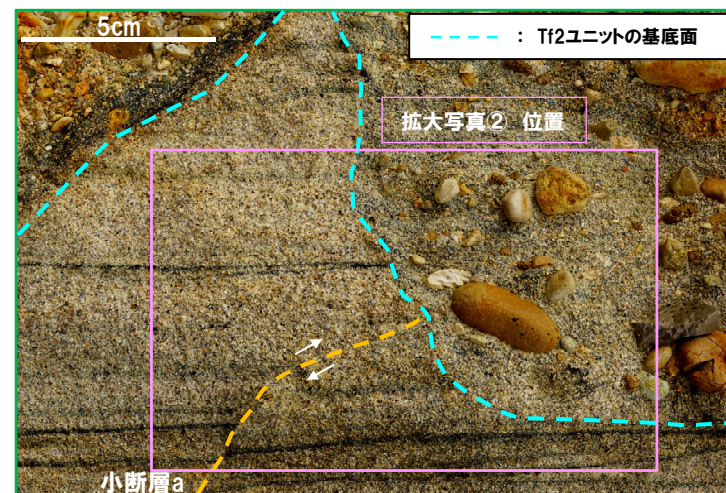
- 本はぎとり転写試料は、データ拡充に当たっての条件((1) M1ユニットにおいて、小断層による葉理のスレがTf2ユニットの基底面直下で認められること及び(2) Tf2ユニットは砂礫層であるため、Tf2ユニットの基底面直下の変位量が小さい場合においても、小断層による変位・変形の有無が確認できる比較的細粒な層相を呈すること)を満たすF-1断層に関連する小断層上端部とTf2ユニットとの関係がより明確に確認できる断面である。
- F-1断層に関連する小断層は、M1ユニットに変位を与えており、Tf2ユニットの基底面直下まで剪断面が連続し、変位が認められる。
- 小断層に顕著な見かけ変位量の減衰は認められない。
- Tf2ユニットの基底面に、小断層による変位は認められない。
- Tf2ユニットに、剪断面は認められない。
- Tf2ユニットに、堆積構造の乱れは認められない。



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線あり)

← : 見かけ変位量の計測箇所(砂層中の葉理のスレ)

見かけ変位量 : (a) 約13mm
(b) 約13mm
(c) 約10mm

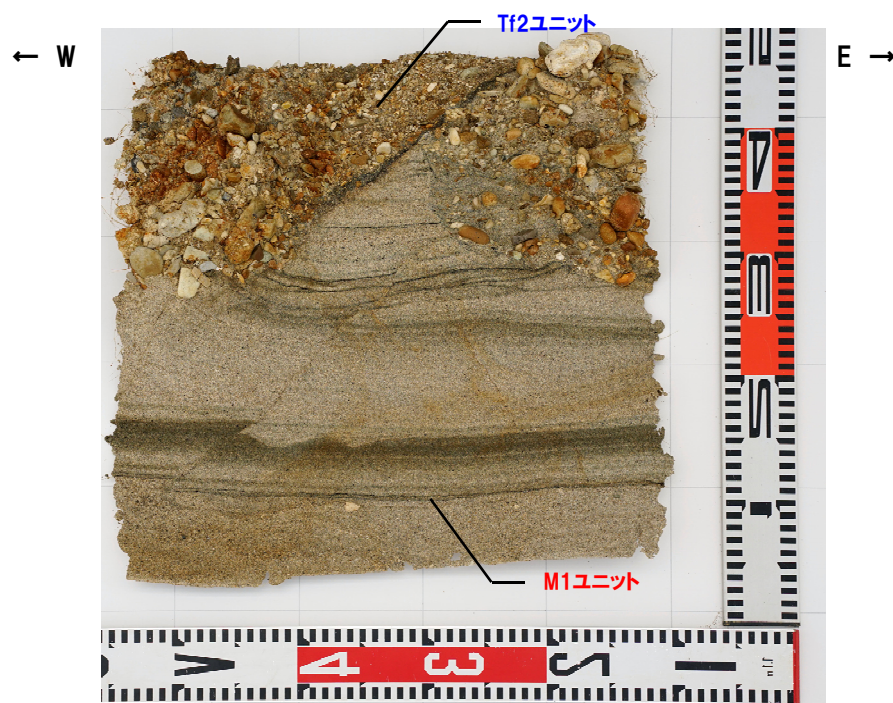


小断層a上端付近 拡大写真①(左右反転)(解釈線あり)



小断層a上端付近 拡大写真②(左右反転)(解釈線あり)

③-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(4/5)-



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線なし)



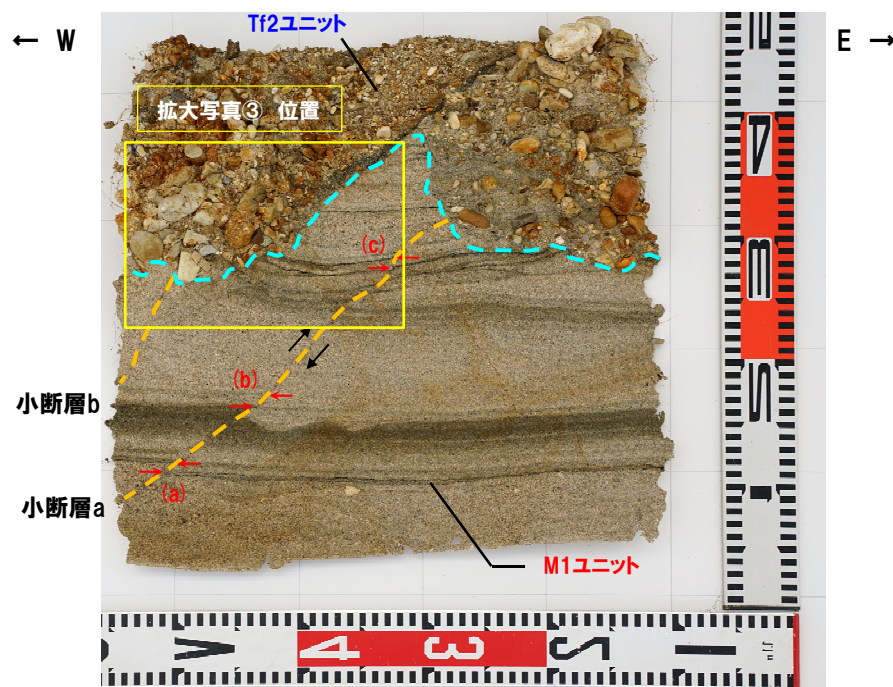
小断層a上端付近 拡大写真①(左右反転)(解釈線なし)



小断層a上端付近 拡大写真②(左右反転)(解釈線なし)

③-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(5/5)-

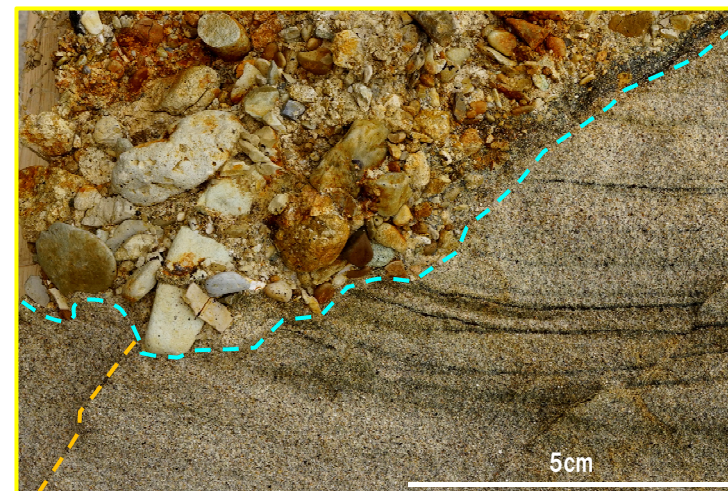
----- : Tf2ユニットの基底面



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線あり)

← : 見かけ変位量の計測箇所(砂層中の葉理のスレ)

見かけ変位量 : (a) 約13mm
(b) 約13mm
(c) 約10mm



小断層b 小断層b上端付近 拡大写真③(左右反転)(解釈線あり)



小断層b上端付近 拡大写真③(左右反転)(解釈線なし)

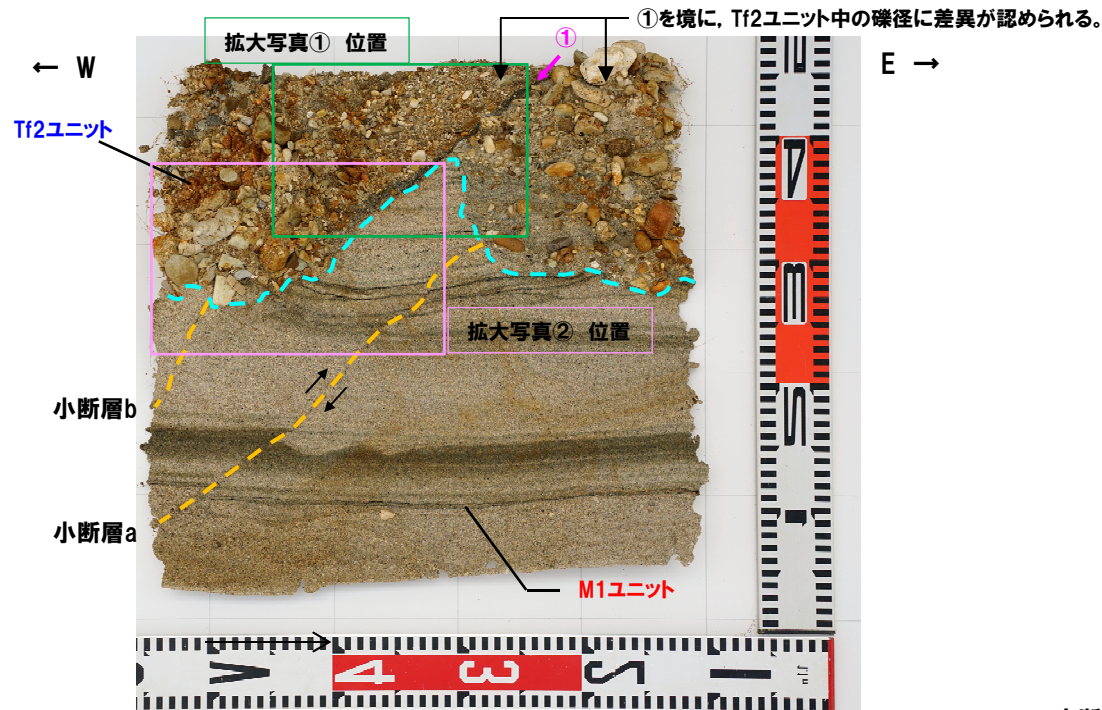
余白

③-2 北側壁面追加はぎとり転写試料-線構造の解釈(1/5) -

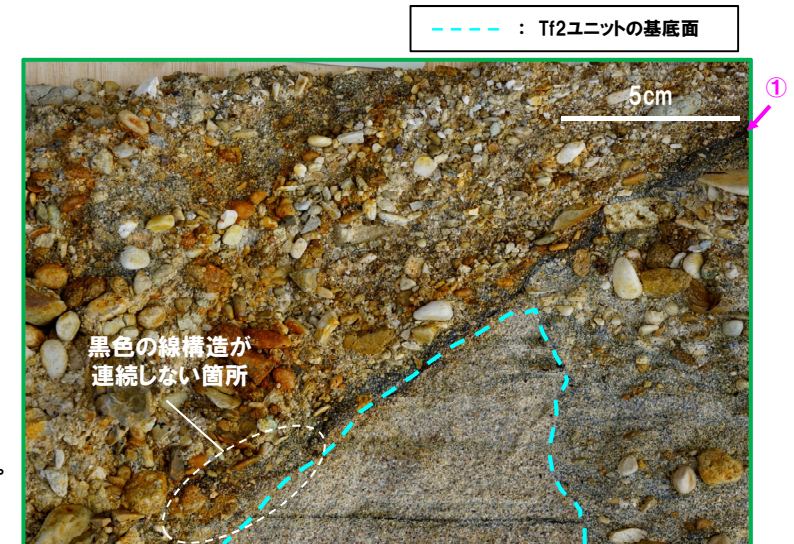
○北側壁面追加はぎとり転写試料において、①で示す黒色の線構造は、以下の状況が認められることから、Tf2ユニット中及びTf2ユニット基底面付近における局所的な層相の違いに起因する透水性の違いによって酸化鉄及び酸化マンガンが沈着したものと判断される。

- ・Tf2ユニット中及びTf2ユニット基底面付近に分布する(拡大写真①及び②)。
- ・Tf2ユニット中において、直線性が認められない(P266の壁面写真)。
- ・当該構造を境に、Tf2ユニット中の礫径に差異が認められる。
- ・当該構造に、面構造は認められない(P266の拡大写真③参照)。
- ・当該構造は、奥行き方向への連続が認められない(P274の壁面写真参照)。
- ・F-1断層に関連する小断層bと連続しない(拡大写真②参照)。

○同様な黒色の線構造は、北側壁面(P268の拡大写真④参照)のTf1ユニットにも認められる。



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線あり)



拡大写真①(左右反転)(解釈線あり)



小断層b

拡大写真②(左右反転)(解釈線あり)